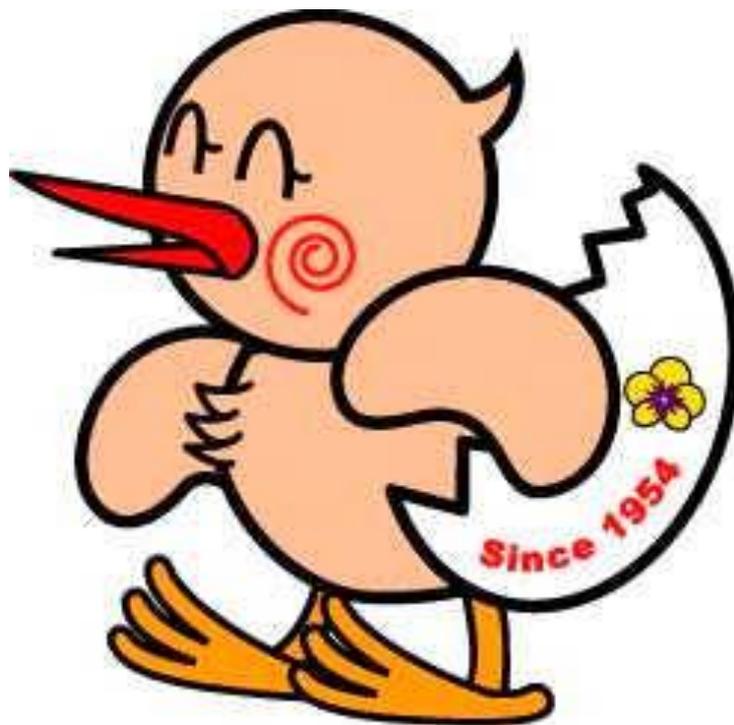


鴻巣市コミュニティセンター

利用のきまり

- ❖ コミュニティふれあいセンター
- ❖ 市民センター
- ❖ 本町コミュニティセンター



令和6年9月1日現在

コミュニティセンターは、鴻巣市立コミュニティセンター設置及び管理条例に基づき、市民相互の親睦及び交流を図り、住みよい地域社会づくりを促進するため、設置・運営しています。市民が互いに、ふれあいを大切に、譲り合いの精神を持ち、きまりを守り、ていねいに利用してください。

1 施設の名称等

施設の名称	休業日
コミュニティふれあいセンター 鴻巣市登戸 449 番地 電話 048-596-3322	(1) 火曜日 ※火曜日が祝日の場合は、翌日も休業日とします。 (2) 祝日 ※当日が日曜日の場合は開業し、翌日が休業日となります。 (3) 12月29日から翌年1月3日まで
市民センター 鴻巣市赤見台 1-15-5 電話 048-596-6677	
本町コミュニティセンター 鴻巣市本町 7-3-26 電話 048-543-1031	

2 利用できる方

申請者が市内在住かつ、2人以上で構成される団体

3 利用の制限

次のいずれかに該当する場合は利用できません。

- (1) 代表者（申請者）が鴻巣市民でない場合
- (2) 1人又は家族だけの利用
- (3) 宗教活動（布教・拝礼等）での利用
- (4) 他の利用者の迷惑（大音量の発生等）になる恐れのある利用
- (5) 営利を目的とした利用で次の場合
 - ア 講師主導（講師が利用申請者又は利用責任者の場合）による利用
※サークル会員主導によるものは利用できます。
 - イ 会社の会議、説明会などでの利用
※社員による親睦会及び打ち合わせでの利用はできます。
- (6) 中学生以下のグループでの利用
※保護者等が利用申請し、かつ同席する場合は利用できます。
- (7) その他、管理上特に支障があると施設長が認めたとき

4 利用時間

施設の利用時間は、午前9時から午後9時30分までですが、施設の利用に関する申請手続きなどの窓口の受付時間は、午前9時から午後9時までとなります。

◇施設利用時間 午前9時～午後9時30分（準備と片付けの時間を含む。）

◇窓口受付時間 午前9時～午後9時

※利用開始時間前に他の利用者がいない場合に限り、5分前から準備のための利用ができます。

5 利用の申請

施設の利用手続きは、原則として公共施設案内・予約システムの利用をお願いします。

6 公共施設案内・予約システムを利用するための手続き

(1) 利用者登録

- ・施設予約を行うには、事前に利用者登録を行い、利用者番号を取得する必要があります。その際は、登録申請書、本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）、団体構成員登録名簿が必要です。
- ・利用者登録の受付時間は、午前9時～午後9時までです。
- ・コミュニティセンターのいずれかの窓口で登録していただければ、全てのコミュニティセンターを利用することができます。

(2) 利用者登録の注意事項

- ・利用者登録の有効期限は登録年度の3月31日までです。翌年度も継続して利用する場合は、更新の手続きが必要です。
- ・利用者番号は、登録された利用者（団体）のみが利用できます。
- ・登録したパスワードを、他の方に知られることのないようご注意ください。
- ・登録内容の変更や利用者番号の停止を行う場合は、速やかに利用者登録を行った施設で、本人確認書類・登録済証・変更内容の分かるものを持参して手続きを行ってください。

(3) 施設利用の申込み

利用者登録を行った団体が施設を利用するには、「抽選申込み」又は「一般申込み」が必要です。

ア 抽選申込み

(ア) 毎月1日から7日の間に2か月後の1か月間について、抽選申込みを受付します。(例:6月分の1か月間の抽選申込みは、4月1日から7日までの間に行います。)

※インターネットを利用できる環境にない方は、1日から7日までの窓口受付時間内に、窓口にて職員が代行して抽選申込みをします。

(イ) 8日の午前0時に予約システムが自動的に抽選を行います。

(ウ) 8日の午前8時30分以降、登録された「メールアドレス」へ抽選結果を送信します。(未登録の方には送信されませんので、各自でご確認ください。)

(エ) 8日の午前9時から抽選申込みのなかった枠について、一般申込みの受付を開始します。

(オ) 抽選で当選したものは「仮予約」となります。8日から21日までの間に利用施設の窓口で当選分の本申請と使用料の支払いをしてください。

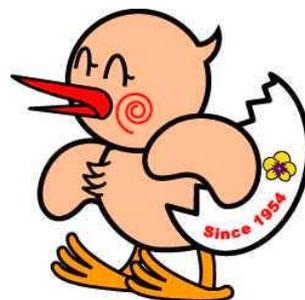
※この期間中に本申請が行われなかった場合は、仮予約は自動的に取り消されますのでご注意ください。

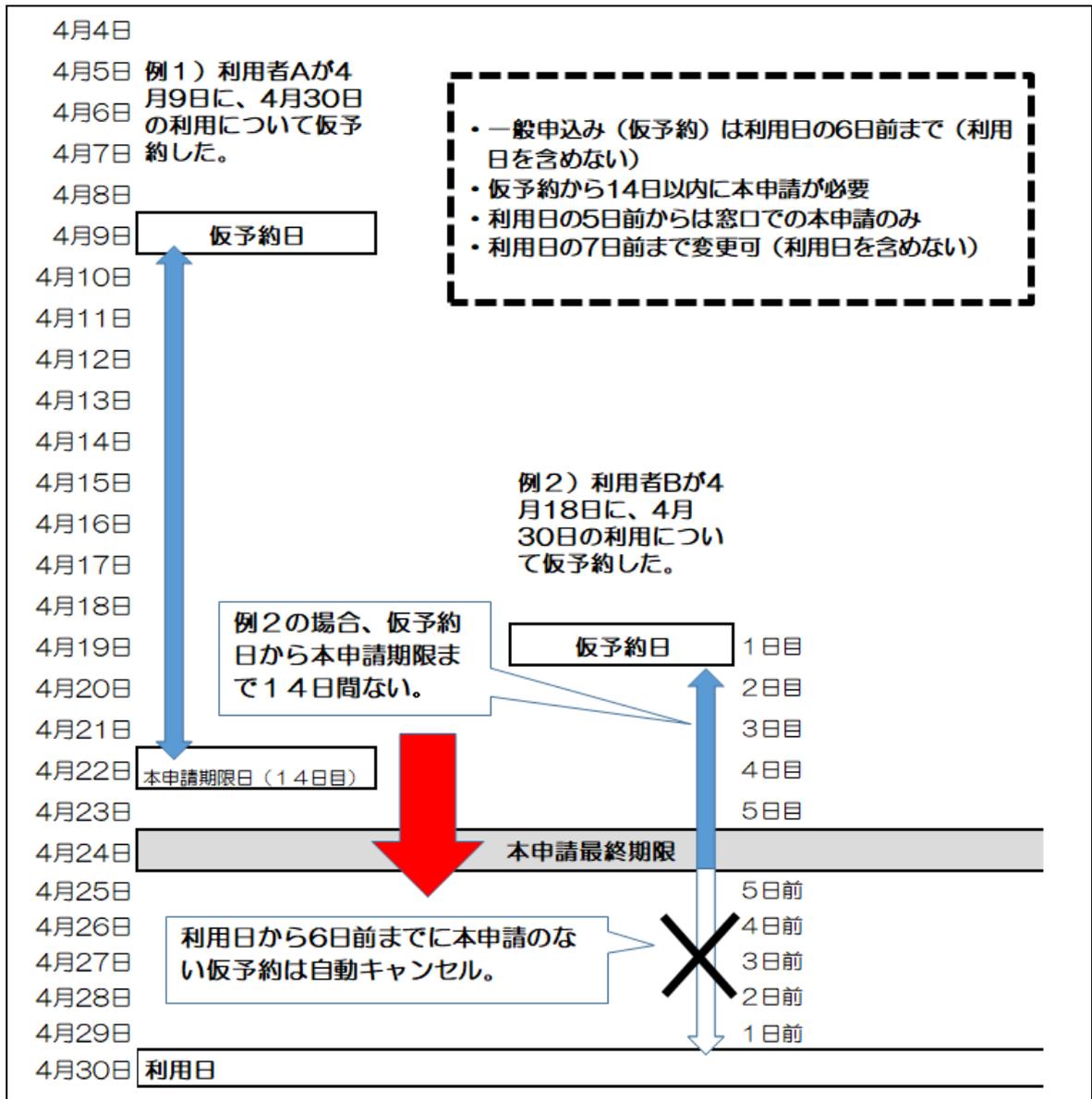
イ 一般申込み

抽選申込みのなかった枠や仮予約後に本申請をされなかったため自動的に取り消された枠については、一般申込みで受付します。

※抽選ではなく、申込順となります。

- ・インターネットでの仮予約期間は、利用日の6日前までとなります。
- ・仮予約(使用料が支払われていない状態)した場合は、仮予約した日から14日以内に窓口にて本申請を行ってください。(本申請が行われなかった場合は、自動的に予約が取り消されます。)
- ・利用する日の5日前からは、窓口申込み(本申請)のみとなります。





※詳細は、「公共施設案内・予約システム利用マニュアル」をご覧ください。
 ※仮予約をした日から利用する日の6日前までに7日の期間がなく、利用する日の6日前までに本申請がない場合は自動で予約が取り消されます。

(4) 窓口での利用申請方法

- ・窓口で抽選の申込み(2か月先分を1日から7日までに申込み)をする場合は、予約申込用紙に必要事項を記入して職員に渡していただければ、代行して申込みを行います。
- ・抽選期間後に窓口で直接本申請を行う場合も、予約申込用紙に必要事項を記入して職員にお渡しください。
- ・職員が申請書を作成しますので、内容をご確認いただき、署名をお願いします。併せて使用料をお支払いいただき本申請が完了となります。
- ・窓口での手続きは、午前9時から午後9時までです。

(5) 抽選申込み件数

抽選申込み件数は、月8件までです。

7 利用回数

利用申請回数には、制限はありません。ただし、本町コミュニティセンターのギャラリーは、継続して利用できる期間を7日間とします。

8 利用許可の変更又は取消しの申し出

- (1) 利用許可の変更は、利用日の7日前まで、1回に限り可能です。
- (2) 変更を希望する場合は、変更前の利用許可書及び利用者登録済証を添えて利用する施設の窓口へ提出してください。
- (3) 利用の取消しや時間の変更、部屋の変更などによる使用料の過不足については、不足分の使用料は納付いただきますが、返金はできませんのでご了承ください。
- (4) 当日の空きがある場合は、部屋や時間を移動することができます。
- (5) 利用取消しは、利用許可書を持参の上受付に申し出てください(取消し決定後すぐに来館できない場合は事前に電話連絡をお願いします)。ただし、利用当日の利用取消しは来館せずに電話のみでもできます(許可書の番号を受付にお伝えください)。

※利用取消しに伴う使用料は返還できません。

※利用権は他人に譲渡、転貸できません

9 利用上の注意

- (1) 利用当日、利用許可書を受付に提示し、利用点検表をお受け取りください。
- (2) 許可された利用時間には準備、後片付けに要する時間も含まれています。
※利用終了時間15分前には後片付けを始めてください。
- (3) 利用後に退室するときは、利用点検表の各事項を確認の上、受付に提出してください。
- (4) 利用者が、施設・設備の損傷並びに物品の亡失及び損傷した場合は、修理又はその損害を賠償していただくこともあります。
- (5) 敷地内における盗難に関しては、一切責任を負いかねます。
- (6) 利用時に出たゴミは、必ず持ち帰ってください。
- (7) 利用の際に使用した備品は、必ず元の位置に戻してください。
- (8) コピーサービスについて、市販されている本や楽譜等は、著作権上お断りしています。

10 販売行為

販売行為は原則禁止していますが、一定のルールのもと認められる場合があります。

- (1) 営利を目的とした催事ではないこと
- (2) 販売行為を主目的とした施設利用ではなく、催事に関連（付随）した物品販売であること
- (3) 法令等に届出等の定めがあるものは責任をもって対応すること
- (4) 利用許可書に記載された会議室等以外の場所で販売しないこと
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を害する恐れがあると認められる販売行為、あっせん勧誘行為等やこれらに繋がる可能性があるものと判断するものは利用できません。
- (6) 会社、商店等の間接的販売と解されるものは利用できません。
- (7) 販売内容の確認のため、事前に「物品販売届出書」を提出すること
※「物品販売届出書」は窓口にあります。
- (8) 販売当日、届出内容の確認のため、職員が入室する場合があります。
- (9) 主催団体の責任において販売すること

11 禁止行為

- (1) 危険物等の持ち込み
- (2) アルコール類の持ち込み及び飲酒行為
- (3) 勧誘、ビラ撒き等の行為
- (4) 敷地内での営利目的の販売及びそれに類する行為

- (5) 悪臭を漂わせる、大声で叫ぶ等秩序、環境を乱す行為
- (6) 敷地内の喫煙

12 使用料

- (1) 使用料は別表のとおりです。申請時、窓口で現金でお支払いください。
- (2) 納付された使用料は、取消しの申し出及び利用許可の取消しにより取消された場合、返還できませんのでご注意ください。

13 使用料の減免

鴻巣市立コミュニティセンター設置及び管理条例施行規則第9条第1項及び第2項の規定に該当する場合は、使用料減免申請書(関係資料を添付)を提出してください。審査後、減免対象となった場合、使用料減免承認書を交付します。

利用申請の際、必ず承認書を提示してください。提示がない場合は減免が受けられません。

※減免承認書の交付は、申請から1週間ほど時間を要しますので、ご了承ください。

14 利用許可の取消し

センターの管理運営上特に支障があると認めるとき、又は次の各号のいずれかに該当すると施設長が認めるときは、利用許可条件の変更若しくは利用停止又は利用許可を取消します。

- (1) 利用許可条件に違反したとき
- (2) 利用許可申請に偽りがあったとき
- (3) その他、条例又は規則に違反したとき

※利用許可変更・利用停止・利用許可の取消しに伴う使用料は返還できません。

15 駐車場

駐車場が狭いため、徒歩又は自転車にするか、自動車の場合は乗り合わせをお願いします。利用責任者は、大人数を予定する場合、駐車場の混乱がないようにしてください。

なお、当駐車場における一切の事故につきましては責任を負いかねますので、ご了承ください。

16 「公共施設案内・予約システム」の禁止行為

予約の平等性を確保するため、次の行為を禁止します。

- (1) 仮予約の延長を繰り返し、利用日の 1 週間前まで引き延ばした上、結果本予約をしない行為
- (2) 本申請後（使用料支払い済後）、事前の連絡や適切な理由のないまま当日利用をしない行為
- (3) 予約内容と異なる利用行為（利用者が違う、利用内容が違う等）
例：当選した登録団体ではなく、他の登録団体に振り替えての利用
➡双方とも違反
- (4) 複数の ID を取得して抽選の申込みをし、当選確率を操作する行為
関係団体等の複数の ID を使用し、当選確率を上げる行為。また、当選した枠を本来利用したい関係団体に振り替える行為
例：「サークル鴻巣」で利用したい会議室を「サークル鴻巣」と「鴻巣サークル」で抽選に参加し、「鴻巣サークル」で当選した枠を「サークル鴻巣」に振り替えて利用する行為

上記項目に違反した場合は、ご利用を制限させていただく場合があります。

17 その他

利用に関するお問い合わせは、利用する各センターにお尋ねください。



別表

センター名	部屋名称	使用料 (1時間単位)	定員
コミュニティ ふれあいセンター	第1会議室	150円	18人
	第2会議室	150円	18人
	第1・第2会議室 同時使用	150円	36人
	会議室A	300円	60人
	会議室B	150円	24人
	会議室C	100円	12人
	和室	150円	24人
	集会室	450円	260人
	ボランティアビューロー	100円	18人
市民センター	第1会議室	150円	50人
	第2会議室	150円	30人
	小会議室	150円	24人
	こうのとり	100円	33人
	けやき	100円	24人
	すみれ	100円	24人
	けやき・すみれ同時使用	100円	48人
	集会室	400円	150人
	調理室	100円+1回100円	15人
本町コミュニティ センター	会議室A	150円	24人
	会議室B	150円	30人
	おおとり	100円	12人
	さくら	100円	24人
	むさし	150円	46人
	集会室	400円	150人
	ギャラリー	300円	100人

※1時間未満の利用又は、端数が生じたときは1時間とします。